

白山都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（石川県決定） (白山都市計画区域マスターplan)

松任都市計画、美川都市計画及び鶴来都市計画の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を、白山都市計画の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とし、次のように変更する。

本方針は、白山都市計画区域におけるおおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次のとおりである。

都市計画区域名	市町村名	範 囲	面 積
白山都市計画区域	白山市	行政区域の一部	10,469ha

1) 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

白山都市計画区域は、広域的な視点に立ち、地域住民の参画を得て、自立した都市の創造と地域特性を生かした個性あふれ魅力ある地域の実現のために、次の四つの基本方針のもと、「豊かな自然と共生する自立と循環の都市」を目指す。

①だれもが快適で、持続可能なまちづくり

《快適な環境》

誰もが住みよいと感じができるように、自然環境との共生に配慮して、住民の快適な生活を支える上下水道などのライフラインや生活関連道路・公園などの都市基盤の計画的な整備・管理、施設・道路などのバリアフリー化・機能充実、災害に強い環境づくりを推進する。

地域間のバランスのとれた発展、広域幹線道路の整備促進や渋滞緩和策などの推進、駅などの交通結節点や商業地へのバス路線網などの公共交通サービスの充実と利用促進を図る。

都市の魅力が集約された秩序あるまちづくりのために、計画的な住宅市街地の整備を検討するとともに、地域特性を踏まえ、都市環境に配慮した機能的で秩序ある適正な土地利用・宅地開発の誘導と都市計画制度を活用したスプロール化の抑制を図る。

《効率的な環境》

地域特性を十分に考慮した既存ストックの有効活用、まちなか居住の推進など、全域的にコンパクトな都市構造を目指すことで、都市活動に必要な施設が凝縮された効率的なまちづくりを推進する。

②活力あふれる、躍動するまちづくり

《躍動する環境》

工業に関しては、周辺環境に配慮し、魅力ある企業の積極的な誘致による地元雇用の創出・拡大、将来需要に対応した利便性の高い工業用地の整備を図る。

商業に関しては、既存商店街を始めとした各地域のまちなか拠点の充実と活性化を図り、訪れやすい環境の整備を行うとともに、他産業との連携による振興、適切な商業地の設定を検討する。

農林水産業に関しては、自然環境に配慮し、経営基盤の強化や担い手の育成支援に努めるとともに、優良農地の保全や、森林管理・漁港管理対策を推進する。

③人をつくり、人にやさしいまちづくり

《学ぶ環境》

次代を担う子どもや若者たちが、地域を愛し、人間性豊かな自立した人として成長できる基盤づくりとして、地域の状況などを踏まえた施設の充実と適正な配置を検討する。

《交わる環境》

住民・事業者がまちづくりの主役であることを基本に、人のぬくもりを感じられる自立した地域社会づくりを推進するとともに、計画段階から住民・事業者と行政の協働によるまちづくりを目指す。

《健やかな環境》

どの地域に住んでいても、住民が生きがいと誇りを持って安心して暮らせるよう、高齢者や交通弱者に配慮した適正な施設配置や交通ネットワーク・公共交通の充実などに努め、誰もが住みよいまちづくりを目指す。

《安心できる環境》

豪雨・豪雪、地滑り・土石流や雪崩、津波、洪水といった災害、また、地震による家屋倒壊や火災による延焼などから、住民の生命と財産を守るために、防災対策の強化を図るとともに、防災対策を講ずることが難しい箇所での新たな開発は極力避けるものとする。

④豊かな自然と共生し、地球環境にやさしいまちづくり 《美しい環境》

「石川県生物多様性戦略ビジョン」に掲げる多様な生き物が生息・生育する豊かな自然環境を後世に引き継ぐため、森林や里山、水辺などに対する理解と関心を深め、自然環境の保全と森林の整備・再生に努める。

一方で、本都市計画区域に有する豊富な地域資源を魅力ある観光資源として活用し、国内外へのPR・誘致を行うことで、観光基盤の充実と広域的な交流人口の増加を目指す。

地球規模で環境問題が問われている中、地球温暖化の防止やゴミ問題の解消、クリーンエネルギーの利用や資源リサイクルの推進などにより、地球環境にやさしい環境共生型・循環型社会の構築を目指す。

(2) 地域ごとの市街地像

豊かな自然環境との調和を重視し、これまでに培われてきた各地域の歴史・文化・経済などの特性を生かしながら、快適な生活環境の整備と均衡のとれた発展を目指して、少子高齢社会に対応した計画的で秩序ある土地利用の推進と連携の向上に努める。本区域におけるおおむね 20 年後の地域ごとの市街地像は、次に示すとおりである。

①市街地ゾーン

a 商業・業務ゾーン

主要な駅周辺のまちなかを『商業・業務ゾーン』として位置付け、人・もの・情報が集まるにぎわいのあるまちづくりに努める。

本ゾーンでは、多様な都市機能の再生・高度化とまちなか居住の推進により、にぎわいのあるまちづくりを目指し、行政、商業、文化施設などの中心的な機能の集積を生かしながら、快適で活力のある魅力的な都市空間の充実に努める。

b 居住ゾーン

商業・業務ゾーンの周辺などに形成されている住宅地や商業地などを『居住ゾーン』として位置付け、職住が調和し、生き生きとした生活が営めるまちづくりに努める。

本ゾーンでは、良好な居住環境の充実や土地利用の適正な誘導と潤いのあるまちなみの形成を始め、商店街や地場産業の活性化支援などを推進する。

また、公共交通の利便性が高い地区を中心に人口動態に応じた宅地の充実や生活環境の保全を図り、安心して生活できる環境づくりに努める。

c 工業ゾーン

交通の便が良い工業地を『工業ゾーン』として位置付け、工場や研究施設などが集積する、本都市計画区域の活力を支える場としての環境整備に努める。

本ゾーンでは、インターチェンジ周辺並びに国道及び主要な幹線道路沿線などの既存工業団地への企業の誘致を行い、さらに、将来において工業用地の不足が予想される箇所においては、工業団地の整備を促進することで、本都市計画区域の活力を支える場として充実に努める。

②農業ゾーン

手取川扇状地に広がる田園穀倉地帯を『農業ゾーン』として位置付け、営農基盤や居住環境が充実した潤いのある環境づくりに努める。

本ゾーンでは、生産性の高い営農基盤のさらなる充実による農業の振興を図るとともに、白山を源とする手取川の恵みに彩られた田園景観の保全と本ゾーン内を網目状に流れる用水などを生かした、自然の潤いが身近に感じられる環境づくりを目指す。

また、周辺環境に調和した適正な建築・開発行為の誘導を図ることで、活力のある地域の維持・発展に努める。

③自然保全ゾーン

日本海の海岸線や手取川などの水辺空間及び里山林を『自然保全ゾーン』として位置付け、生物の多様性や貴重な自然環境の保全と快適な利用の両立に努める。

また、自然とのふれあいの場としての環境を整備し、豊かな自然や薫り高い歴史・伝統・文化を生かした観光資源の活用により、四季を通じて住民や来訪者が交流できる場の充実を図る。

日本海や手取川などの水辺では、レジャー・レクリエーション活動を満喫できる親水環境の充実を図る一方、安全対策などに努める。また、里山林においては、これらの保全・整備を図るとともに、地場産業などと連携した体験型観光の発展に努める。

2) 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域では、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めるものとする。なお、区域区分を定めることとした根拠は、以下のとおりである。

本区域は、D I D（人口集中地区）を有し、過去 10 年間に人口・世帯数が増加しているなど都市の成熟性・成長性が高く、将来の人口増加も予想されている。また、実際に宅地化が進んでいる。

産業については、土地区画整理事業等により企業誘致を推進していることから、新たな用地需要が見込まれている。

これらを受けて、本都市計画区域のうち、松任地域ではこれまで区域区分を定めており、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、松任地域はこれまでどおり区域区分の設定を継続する。

また、美川・鶴来地域についても上記の人口・世帯数や産業の動向により、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るという必要性や、本都市計画区域としての土地利用制度の統一性を図るという観点から、新たに区域区分を定めるものとする。

(2) 区域区分の方針

基準年を平成 22 年とし、目標年は 10 年後の平成 32 年とする。

①おおむねの人口

本都市計画区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

年 次	平成 17 年※1	平成 32 年
都市計画区域人口	102 千人	105 千人
市街化区域内人口	40 千人※2	82 千人※3

※1：国勢調査の確定値である平成 17 年値を採用した。

※2：旧松任都市計画の市街化区域内人口値である。

※3：保留された人口を含むものとする。

②産業の規模

本都市計画区域の将来におけるおおむねの産業の規模を次のとおり想定する。

年 次	平成 17 年※4	平成 32 年
生産 規模	工業出荷額	約 4,888 億円
	卸小売販売額	約 2,530 億円
就業 者数	第 1 次産業	1,980 人
	第 2 次産業	19,571 人
	第 3 次産業	36,248 人
	計	57,799 人
※4：卸小売販売額の平成 17 年値は、平成 19 年の値である。		57,800 人

③市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本都市計画区域における産業の見通しに基づき、かつ、市街化の現況及び動向を勘案し、現在市街化している区域及び当該区域に隣接し、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年 次	平成 32 年 (基準年の 10 年後)
市街化区域面積	約 2,543ha

ただし、市街化区域面積は、人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

3) 主要な都市計画の決定等の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定等の方針

①主要用途の配置の方針

(業務地)

J R 松任駅前周辺は、各種の公共公益施設や業務地が立地しているため、引き続き業務地を配置し、機能の充実も含め、にぎわいのある複合施設を整備とともに、松任城址公園を中心とした緑あふれる風格ある都心づくりを図る。

また、(都) 松任金剣通り線と(都) 末松徳光線の沿道の倉光地区においては、白山市庁舎と公立松任石川中央病院を含めた一帯を広域行政地区と位置付け、広域的な行政、保健、医療機能などの充実を図る。

(商業地)

ア) 中心商業地

J R 松任駅周辺を始め千代尼通りや中央通り、J R 美川駅周辺の本町通りや大正通り、北陸鉄道鶴来駅周辺の鶴来本町通りなどの既存の商店街とその周辺においては、にぎわいや活力ある市街地の拠点として位置付け、商業・業務施設を中心とした複合的な土地利用、商店街での共同駐車場の確保、空き店舗の活用や店舗の誘致などによる活性化を図る。また、中心商業地に隣接した住宅地の居住環境充実を図り、まちなかにおける定住人口を確保する。

イ) 一般商業地

一般国道8号（(都) 松任小松線）沿いに立地する大型商業施設については、広域的な郊外型商業施設として今後も機能の維持・充実を図る。

なお、他の地区における新たな郊外型の商業施設の立地については、周辺の既存商店街への影響や地域ニーズを十分に考慮し、配置を検討する。

また、一般国道8号や一般国道157号、金沢外環状道路（海側幹線）、(都) 末松徳光線などの主要な幹線道路の沿道においては、自動車利用者を対象とした給油施設などの沿道サービス型施設のほか、地域住民の生活利便性の向上が図られる商業施設の立地を促進する。

(工業地)

ア) 既存の工業地

既存の集積度が比較的高い幹線道路沿線の工業地や点在する大規模既存工場などについては、周辺の環境への影響を考慮しつつ、今後とも工業地として一層の充実を図る。

イ) 新工業地

インターチェンジ周辺や幹線道路沿道などの居住環境への影響が少ない地区において、新たな団地整備により、積極的な企業誘致に努める。

加賀産業開発道路沿線の松任先端技術団地に隣接する山島地区においては、土地区画整理事業により良好な工業団地を整備する。

(住宅地)

ア) 既成の住宅地

既成の住宅地については、今後も地域住民が快適に住み続けることができるよう に、居住環境の保全・向上、各種融資・助成制度の周知による既存住宅のバリアフ リー化・耐震化の促進、未利用地の有効活用によるまちなか居住の促進を図る。

住宅専用地区を除く住宅地においては、日照や景観などに配慮しつつ、必要に応じて集合住宅の整備を促進する。

千代野ニュータウン・山島台ニュータウン・ボストンガーデン美川や郊外の住宅 団地などの戸建住宅を中心とした良好な居住環境を有する住宅地では、今後とも暮らしやすく、ゆとりのある住宅地として、他の用途の混在を抑制し、居住環境の保全・向上に努める。

イ) 新たに開発すべき住宅地

増加する人口を適正に収容するため、駅周辺や幹線道路沿線に位置する曾谷地区、三浦・幸明地区、相木第二地区、北安田南地区などにおいて計画的な面整備 を検討し、公共交通への利便性の高い良好な住宅地の形成に努める。

②市街地における建築物の密度の構成に関する方針

(商業業務地)

J R 松任駅周辺地区及び（都）千代尼線沿道は、商業業務施設の集積を図る。

(住宅地)

住宅地は、良好な居住環境を図るため低層低密な独立住宅を配置することを基 本として良好な住宅地の形成に努める。

(工業地)

既存工業団地や、山島地区等の計画的な工業地については、周辺の緑化、環境 等に配慮した低密度の工業地として維持形成に努める。

③市街地における住宅建設の方針

a 良好な居住環境の整備

公共賃貸住宅の整備

入居者がバリアフリー化など、快適で住みやすく高度情報化に対応した住宅の供給に努める。

b 良質で暮らしやすい住宅づくり

住宅の改善促進

要介護高齢者や重度障害者が家の中で安全に過ごせるように、トイレ、浴室等の改造費の一部を助成する住宅リフォーム制度など、各種融資や助成制度の周知に努め、既存住宅の改善を促進する。

④市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

a 居住環境の改善又は維持に関する方針

既成市街地内で土地利用が混在し、生活環境が悪化するおそれのある住宅地にあっては、建物の共同化及び中高層化を促進し、居住環境の向上に努める。

既成市街地内の住宅地においては、地区計画制度の導入や景観まちづくり協定等の締結の促進により、快適で良好な居住環境の創出及び維持を図っていく。

特に密集住宅市街地においては、市街地の改造又は建築更新の誘導などによる建物の耐震化や不燃化、居住環境の向上と災害に強いまちづくりを推進する。

⑤市街化調整区域の土地利用の方針

市街化調整区域は原則として市街化を抑制すべき区域であり、土地利用については、次の方針に基づいて行う。

a 優良な農地との健全な調和に関する方針

本市街化調整区域では、集団的優良農地の大半は既に圃場整備事業を実施しており、これらの大型圃場については、引き続き優良農地として維持保全とともに、農村景観や集落・住宅団地の維持に努める。

b 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

河川からの溢水、内水湛水、津波、がけ崩れその他の災害の危険性が高い地域においては、市街化を抑制するとともに、流域における保水・貯水機能を確保した土地利用を進める。

c 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

手取川、獅子吼高原、斜面緑地、海岸部の保安林や海浜樹林、優良農地などは、都市の景観を特徴づけているとともに、生活環境の保持、潤いを与えており、今後も積極的な保全と良好な都市景観の形成を図るとともに、地域住民の憩いの場として活用を図る。

d 秩序ある都市的土地区画整理事業等の実現に関する方針

計画的な市街地整備の必要がある区域については、土地区画整理事業等の市街地整備の実施が確実になった段階で、農林漁業等との必要な調整を行い、保留フレームの範囲内において市街化区域への編入を検討し、農業振興地域整備計画等との調整を図りながら、市街地の外縁部における住宅団地等の整備を検討する。

e 既存集落等の土地利用の方針

市街化調整区域の既存集落においては、集落地、田園地域など地域の特徴を考慮した土地利用の誘導を図る。特に、コミュニティ維持が必要となる集落地については、必要に応じて白山市開発許可等の基準に関する条例に基づき、住民と共に土地利用計画の策定等を行い、持続可能なまちづくりを進める。

（2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定等の方針

①交通施設

a 基本方針

交通体系の整備の方針

交通ネットワークは、安定した物流確保や交流促進など様々な都市活動の基盤となるが、過度に自動車に依存した交通体系では、交通事故の増加や慢性的な渋滞による二酸化炭素排出量の増加など、都市環境の悪化につながることが想定されるとともに、高齢化の進行により移動手段が制約される交通弱者の増加が想定される。

このため、雪や災害に強い道路ネットワークを充実するとともに、歩行者に配慮した道路環境づくりや交通機関相互の連携による利便性向上に努め、公共交通機関などの充実によりマイカーからの転換を促進することで、住民の移動手段の確保や環境にやさしい交通体系の確立を図る。

また、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、誰もが安心して利用できる交通環境の実現を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

(道路)

金沢外環状道路（（都）金沢鶴来線）、一般国道157号（（都）金沢鶴来線）、一般国道8号（（都）松任小松線）、加賀産業開発道路などについては、県内市町を連絡する広域幹線道路として位置付け、整備の促進や機能維持を図る。

主要地方道金沢美川小松線（（都）横江松本線）、主要地方道鶴来美川インターライン、主要地方道金沢鶴来線などは、市街地の外周部を取り巻く骨格及び本都市計画区域内の市街地を連携する主要幹線道路として位置付け、今後の交通需要の増大に対応した整備の促進や機能維持を図る。

また、（都）宮永北安田線、一般県道松任美川線（（都）福正寺竹松線）、（都）五歩市成線、一般県道三日市松任線（（都）金沢小松線）及び一般県道矢作松任線（（都）千代尼線）などの幹線道路については、隣接市町への連絡強化や市街地内の交通を円滑にするため整備の促進や機能維持を図る。

特に白山インターチェンジや美川インターチェンジ、徳光スマートインターチェンジは、北陸自動車道を利用し白山市と全国を結ぶ重要な交通結節点であり、これらのインターチェンジへとアクセスする道路の充実を図る。

(都市高速鉄道等)

JR北陸本線は、北陸新幹線との連携を担うとともに、地域の生活に直結した交通手段であり、通勤・通学の足として大きな役割を担っているため、JR北陸本線の機能維持やバリアフリー化を促進し、利便性向上に努める。

北陸鉄道石川線は、鶴来地域や白山麓地域の住民の生活密着路線であり、今後とも利便性の向上と新駅整備の検討により、利用促進を図る。

(駐車場)

中心市街地における駐車場施設は、郊外からの来訪者の受け皿として、施設の維持に努め、ニーズに合わせた整備により、自動車による来訪者の利便性を確保する。

また、主要な交通結節点においては、パーク・アンド・ライド駐車場を確保し、公共交通利用者の利便性向上と自動車からの利用転換を促進する。

自転車利用者の利便性向上のために、既存自転車駐車場の維持に努めるとともに、自転車利用者の多い駅周辺などにおいて、新たな整備を検討する。

c 主要な施設の整備目標

本区域において、優先的におおむね10年以内に整備(着手を含む)することを予定する主要な施設は次のとおりである。

名 称		整備内容等
3・2・2	金沢鶴来線（金沢外環状道路）	一部
3・3・3	横江松本線（主要地方道金沢美川小松線）	一部
3・4・6	宮永北安田線	一部
3・4・7	福正寺竹松線（一般県道松任美川線）	一部
3・4・9	五歩市成線	一部
3・5・27	金沢小松線（一般県道三日市松任線）	一部
3・5・28	千代尼線（一般県道矢作松任線）	一部
3・5・34	美川大浜水源地線	一部
3・5・38	曾谷線	全線
3・5・39	新庄道法寺線	全線
3・5・40	四十万安養寺線	全線
3・5・43	鶴来本町通り線（一般県道野々市鶴来線）	一部

②下水道及び河川

a 基本方針

ア) 下水道及び河川の整備の方針

(下水道)

公衆衛生の保持、浸水の防止、生活様式の改善等本都市計画区域の生活環境の向上を図り、併せて水資源の確保、自然環境の保全等広域的な公共用水域の水質を保全するため、公共下水道や農業集落排水施設等の整備に努める。

(河川)

手取川や倉部川等の河川については、水害から地域の人々の生命財産を守るために安全・安心な川づくりを推進するとともに、水と緑あふれる憩いの空間及び水辺空間の環境を保全・創出する。

イ) 整備水準の目標

(下水道)

公共下水道の整備は、おおむね 10 年後においては進捗率約 95%、20 年後においては進捗率 100% を目標として整備を図る。

b 主要な施設の配置の方針

(下水道)

公共下水道については、市街地部を中心に配置し、現在整備を進めている松任中央処理区(約 1,156ha)、千代野処理区(約 128ha)、松任南部処理区(約 249ha)、松任西南部処理区(約 410ha) 及び鶴来処理区(360ha) の整備を推進する。

さらに、流域関連公共下水道として梯川処理区(428ha) 及び犀川左岸処理区(376ha) を配置し、それぞれ整備事業を推進する。

c 主要な施設の整備目標

本区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備(着手を含む。)する予定の主要な施設は、次のとおりである。

種 別	名 称
	松任中央処理区 (単独公共下水道)
	千代野処理区 (単独公共下水道)
	松任南部処理区 (単独公共下水道)
下 水 道	松任西南部処理区 (単独公共下水道)
	梯川処理区 (加賀沿岸流域関連公共下水道)
	犀川左岸処理区 (犀川左岸流域関連公共下水道)
	鶴来処理区 (単独公共下水道)

③その他の都市施設

基本方針

(廃棄物処理施設)

廃棄物処理施設については、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、計画的な施設の整備充実に努める。

(その他の都市施設)

医療、教育、供給等の都市施設については、必要に応じて都市計画に定め、周辺環境に配慮しつつ、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

①主要な市街地開発事業の決定等の方針

自然と調和したコンパクトなまちづくりを目指し、計画的な都市基盤の整備を行い、無秩序な市街化を防止するとともに、快適な居住環境を醸成するため、魅力ある都市景観の創出に配慮し、良好な市街地の形成を図る。

市街化進行地域については、既成市街地周辺の市街化区域内農地において、土地区画整理事業等の面的な整備に努め、根幹的な都市施設を整備する。曾谷地区・三浦地区・相木第二地区などについては、土地区画整理事業により宅地化を促進し、良好な市街地の形成を検討するとともに、地区計画の導入等により居住環境の保全に努める。

本都市計画区域の工業団地は、工業需要に応じて新たな工業用地の確保が必要である。交通アクセスの良い加賀産業開発道路沿線の山島地区においては、既存工業団地に隣接した地域を土地区画整理事業により新たな工業団地として整備し、企業集積地の拡充を図る。

また、既存の工業の集積度が比較的高い地区、インターチェンジ周辺や幹線道路沿道などの居住環境への影響が少ない地区においては、新たな団地整備により、積極的な企業誘致に努める。

②市街地整備の目標

本都市計画区域において、優先的におおむね10年以内に整備（着手を含む。）することを予定する市街地開発事業は、次のとおりである。

整備手法	地区名
	曾谷地区
	三浦・幸明地区
土地区画整理事業	相木第二地区
	北安田南地区
	山島地区新工業団地

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定等の方針

a 基本方針

ア) 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

白山から流れる清らかな手取川及び加賀平野を潤す豊かな水を育んできた森や緑は、本都市計画区域の貴重な財産であり、これらを住民共有の財産として次代に継承していくことを当該区域の緑のまちづくりの基本とする。

また、心にやすらぎやゆとりを与え、まちに潤いをもたらす緑の重要性を改めて認識し、生活の中に緑を感じ、緑との共生を通じて、住民一人ひとりが真に豊かさを実感するまちづくりが必要である。

白山市緑の基本計画に基づき、豊かな自然との共生を図るとともに、地域の歴史・文化等の多様性を生かしながら、住民参加により生活空間の充実を図るなど「豊かな自然と共生する庭園都市」を基本理念とし、計画の推進を図る。

〈緑地保全の方針〉

①生活に潤いと安心をもたらす緑の創出～緑の創出～

白山から手取川扇状地を経て日本海に至る、多様で美しい自然景観を始め、地域の特色ある良好な景観を創出するとともに、四季折々の変化や山・川・海と共に生きる快適な生活環境が実感できる緑のまちづくりを進める。

さらに、住民の憩いと潤いの場として、また、住民の交流の場としての公園・緑地の整備を進める。さらに、スポーツ・レクリエーション活動を楽しむことのできるような余暇空間の充実に努め、みんなが親しめる緑のまちづくりを進める。

②豊かな自然と共生した緑の保全～緑の保全～

豊かで多様な自然環境を有する本都市計画区域の特性を踏まえ、里山や県内有数の水源かん養機能を有する森林などの保全と適切な人工林の維持管理に努め、人と自然とが共生する緑地の保全・確保を図る。

さらに、災害時における避難地・避難路の確保の観点から、本都市計画区域内の公園緑地における防災機能の強化を図る。

また、延焼防止や防風、土砂災害など防災面での緑の役割は重要であり、緑化保全による安全・安心のまちづくりを進める。

③住民参加による緑と花のまちづくり～緑を通じた交流・人づくり～緑の育成～

地域の緑化を始め、公園や道路・河川などの緑化を住民参加により推進する。

また、住民に対する緑の効用の理解と緑化意識の高揚を図るため、緑化イベントなどを通じた交流・連携による緑化の普及・啓発を図るとともに、緑を通じた人材育成を進める。

イ) 緑地の確保目標水準

①緑地の確保目標水準

	緑地の確保目標量 (平成 32 年)	市街化区域 に対する割合	都市計画区域 に対する割合
緑地の 確保目標水準	337ha	約 13.2%	約 3.2%

②都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標量

年 次	平成 21 年	平成 32 年
都市計画区域人口 1 人当たりの目標水準	10.6 m ² /人	11.9 m ² /人

(「白山市緑の基本計画」より)

b 主要な緑地の配置の方針

ア) 環境保全系統の配置方針

市街地内の寺社林、用水など現存緑地を保全し、都市緑地の骨格を形成させる。

また、市街地周辺地域における海浜樹林地や手取川等の緑地の配置とともに、優良農地と集落内の寺社林等の積極的な保全を図り、市街地及び周辺地域双方の調和がとれた都市環境の形成に努める。

イ) レクリエーション系統の配置方針

住民のスポーツ、レクリエーション活動の拠点として、松任総合運動公園や松任海浜公園、手取公園及び舟岡山公園などは、利用者の多様化するニーズに対応できるよう利用価値の高い特色のある公園緑地の整備を図る。

また、自然と触れ合うことができるレクリエーション施設として、海浜地域から市街地・山裾を結ぶサイクリングロードの機能維持、活用に努める。

さらに、広域レクリエーション拠点として、白山麓の自然環境を活用した白山ろくテーマパークの整備を推進する。

ウ) 防災系統の配置方針

幹線道路やコミュニティ道路等については、市街地における延焼防止及び避難路としての適正な配置に努めるとともに、案内機能を強化する。

洪水・土砂災害などのハザードマップ等の周知を図るとともに、津波ハザードマップの検討・策定に併せて避難地の見直しを検討する。

また、市街地内のオープンスペースを避難地とするとともに、河川緑地、遊歩道及び街路樹のある歩道の適正な配置により、市街地における延焼防止及び避難路の確保を図る。

工) 景観構成系統の配置方針

いしかわ景観総合計画等に基づき、都市の主要な景観要素である白山、日本海及び手取川に代表される自然景観や、市街地内における魅力的な街並みの保全・創出を図る。

才) 総合的な緑地の配置方針

海岸地域の自然緑地及び市街地を取り巻く田園緑地を保全し、環境保全と景観形成を図るとともに、市街化区域及びその周辺部に都市公園等を機能的に配置する。

c 実現のための具体的な都市計画制度の方針

ア) 公園緑地等の配置方針

公園緑地等の種別	配置方針
住区基幹公園	街区公園
	近隣公園
	地区公園
都市基幹公園	総合公園
	運動公園
大規模公園	広域公園
	レクリエーション都市
その他の公園緑地等	その他の公園
	緑地等
	公共施設緑地等

d 主要な緑地の確保目標

ア) おおむね 10 年以内に整備(着手を含む。)予定の主要な公園等の公共空地

種別	名称
歴史公園	舟岡山公園
広域公園	白山ろくテーマパーク